

平成29年度税制改正について

—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—

平成28年12月
金融庁



1. 活力ある資本市場と家計の安定的な資産形成の実現

◆少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善

【現状及び問題点】

- NISA(少額投資非課税制度)については、口座開設数が約1,000万口座、買付金額が約7.8兆円となるなど、制度開始以降、着実に普及(平成28年3月末時点)。
- 29年度税制改正では、NISAの更なる普及のため、手元資金が十分でない若年層等の利用を促進する観点から、少額からの積立・分散投資に適した「積立NISA」の創設を要望。

【大綱の概要】

①「積立NISA」の創設(別紙)

② 非課税期間(現行:5年間)終了時の対応

- 非課税口座に設けられた非課税管理勘定に、他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から移管がされる上場株式等については、その移管により非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の価額(払出し時の金額)の上限額を撤廃する。

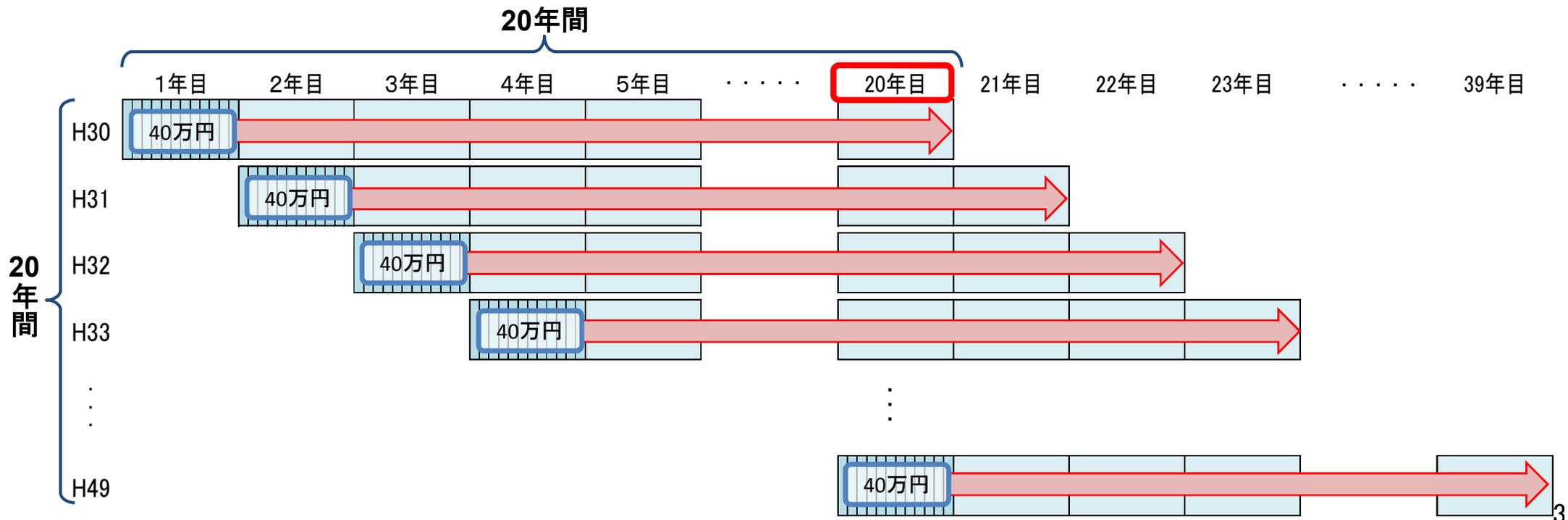
.....平成29年度与党税制改正大綱第一章「平成29年度税制改正の基本的考え方」(抄)

「現行のNISAが積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額からの積立・分散投資を促進するための積立NISAを新たに創設する。創設に当たっては、投資初心者でも理解できるよう、複数の銘柄の有価証券等に対して分散投資を行うなどの要件を満たし、特定の銘柄等によるリスクの集中の回避が図られた投資信託に商品を限定するとともに、実践的な投資教育をあわせて推進することが重要である。また、非課税投資の期間が長期にわたることも踏まえ、制度の適正な利用について定期的な点検ができる体制の構築を前提とする。

また、前述の個人所得課税改革において、老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援する公平な制度の構築に向けた検討を行う中で、NISA全体に係る整理を行う。こうした方針に沿って、制度の簡素化や税制によって政策的に支援すべき対象の明確化の観点から、複数の制度が並立するNISAの仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する。」

積立NISA(案)の概要(平成30年1月からの導入を想定)

非課税投資枠等	年間投資上限額: 40万円 、非課税保有期間: 20年間 、投資可能期間: 平成30年～49年(20年間)
投資対象商品	<p>長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託</p> <p>※要件については今後検討</p> <p>(税制改正大綱には、 ①信託期間が無期限又は20年以上であること、②毎月分配型でないこと、等について記載)</p>
投資方法	契約に基づく定期かつ継続的な方法による買付け
現行NISAとの関係	現行NISAと 選択 して適用可能



◆金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成25年度税制改正において、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ(平成28年1月より実施)。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

【大綱の概要(与党大綱)】

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

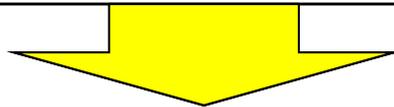
金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス	
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離	← 現在、損益通算が認められている範囲
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離	
デリバティブ取引	申告分離		
預貯金等	源泉分離	—	

◆上場株式等の相続税評価の見直し等

【現状及び問題点】

- 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価^(※)で評価される。
(※)現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か月間(相続発生日、その前月、前々月)の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。
- 他方、上場株式等は価格変動リスクの高い金融商品。相続後、遺産分割協議等を経るまで資産を譲渡できない実態がある中、上場株式等については、相続税評価上、相続時から納付期限までの期間(10ヶ月間)の価格変動リスクが考慮されていない。
- このため、上場株式等は価格変動リスクの低い預金や債券などの他の資産と比べて不利になっており、投資家の株式離れが助長されているとの指摘がある。
⇒上場株式等について、以下の措置を要望。
 - ①上場株式等の相続税評価額について、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮したものとする
 - ②相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けること。
 - ③上場株式等の物納順位について、第一順位(国債・地方債・不動産・船舶)の資産と同等となるよう、見直しを行うこと。



【大綱の概要】

相続税の物納に充てることができる財産の順位について、株式、社債及び証券投資信託の受益証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を国債及び不動産等と同順位(第一順位)とし、物納財産の範囲に投資証券等のうち金融商品取引所に上場されているもの等を加え、これらについても第一順位とする。

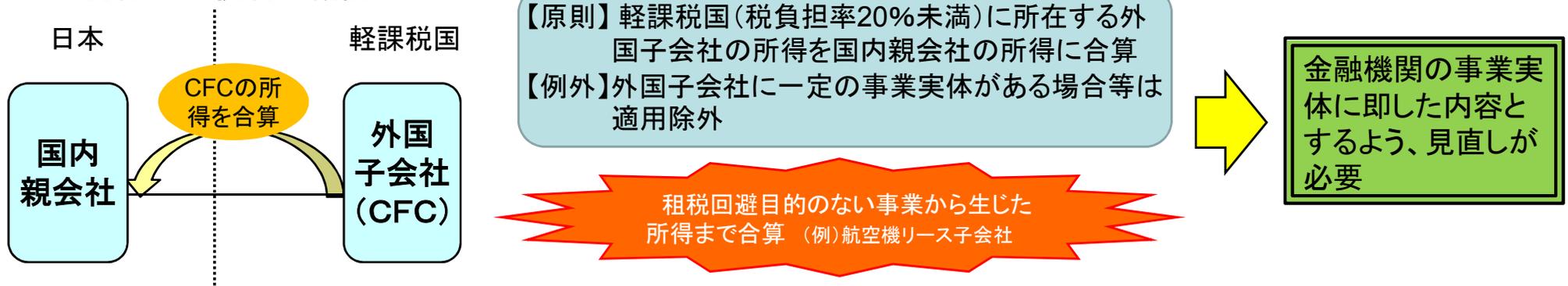
2. 金融のグローバル化への対応

◆外国子会社合算税制(CFC税制)の抜本的見直し

【現状及び問題点】

- CFC税制とは、軽課税国に所在する一定の外国子会社等(CFC)を通じた租税回避行為に対処するため、当該CFCの所得を国内の親会社の所得に合算して課税する制度。
- 現行のCFC税制については、例えば、航空機リースを営む外国子会社等の所得に関し、租税回避目的が無いにもかかわらず、一律に合算対象になってしまうとの問題点が指摘されているところ。
- なお、平成28年度与党大綱では、OECDのBEPSプロジェクトの議論を踏まえつつ、CFC税制の見直しを検討することとされている。

<現行CFC税制の概要>



【大綱の概要】

① 実体のある金融子会社への配慮

一定の要件を満たす金融機関が得る一定の金融所得を合算対象外とする。

② 合理性のあるペーパーカンパニー(SPC)への配慮

免許を受けて保険業を営む一定の外国関係会社(保険委託者)が、実体基準及び管理支配基準を満たす保険受託者に保険業務を委託する場合、当該保険委託者もこれらの基準を満たすこととする。

③ 実体のある企業の経済活動を踏まえた措置

主体的に航空機リース業を行っているものは事業基準を満たしているものとする。

◆クロスボーダーの債券現先取引(レポ取引)に係る税制の見直し

【現状及び問題点】

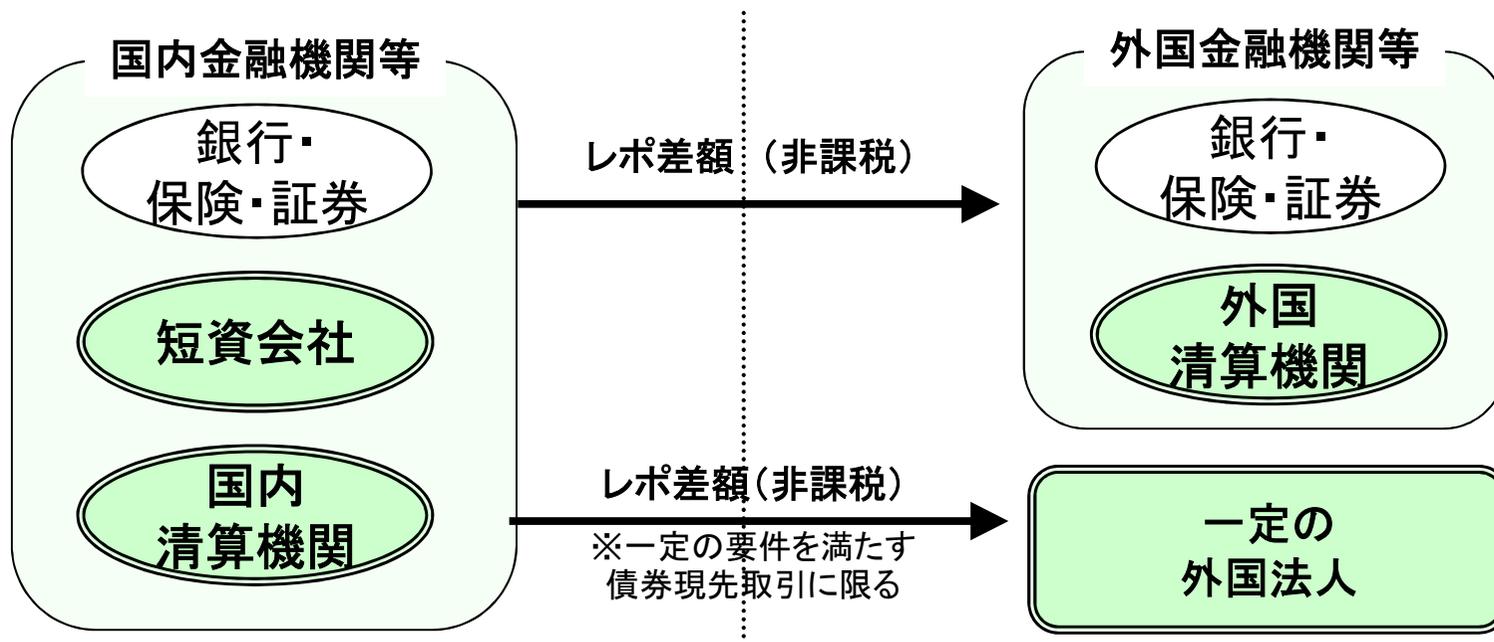
- クロスボーダーの債券現先取引(レポ取引)については、金融機関の短期資金の調達を円滑にするという観点から、外国金融機関等が本邦金融機関等から受取るレポ差額は非課税とされているところ(レポ特例)。
- しかしながら、現行、レポ特例の対象は、本邦の金融機関等と外国金融機関等との取引に限定されており、短資会社や清算機関等が行うレポ取引は、非課税の対象となっていないため、クロスボーダーのレポ取引が阻害されているとの指摘がある。



【大綱の概要】

- ①レポ特例の対象となる金融機関等の範囲に、短資会社及び国内外の清算機関を含める。
- ②一定の外国法人が国内金融機関等と行うレポ取引につき受け取る利子等を非課税とする(2年間の時限措置)。

【改正後】



3. その他の重要項目

◆企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税の停止措置の適用期限の延長

【現状及び問題点】

- 特別法人税とは、企業年金等の積立金に対して課税される法人税（1.173%）。

（注）特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時までには課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息相当分を課税するという考え方にに基づき、昭和37年に導入。

- 特別法人税については、超低金利の状況、企業年金の財政状況等を踏まえ、平成11年度から凍結されているが、平成29年3月末でその凍結措置が期限切れ。
- 勤労者等の退職後の生活を支える年金資産の維持・安定等を図るため、特別法人税の撤廃又は課税の停止措置の適用期限の延長が必要。

【大綱の概要】

企業年金等の積立金に対する特別法人税の課税の停止措置の適用期限を3年間延長する。

（主要国の企業年金税制の概要）

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時 (事業主拠出分)	非課税	非課税	非課税	課税	非課税
運用時	課税 (特別法人税) (※)平成29年3月末まで課税停止	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税 (控除あり)	課税	課税	課税 (収益部分のみ)	課税

4. その他の要望項目

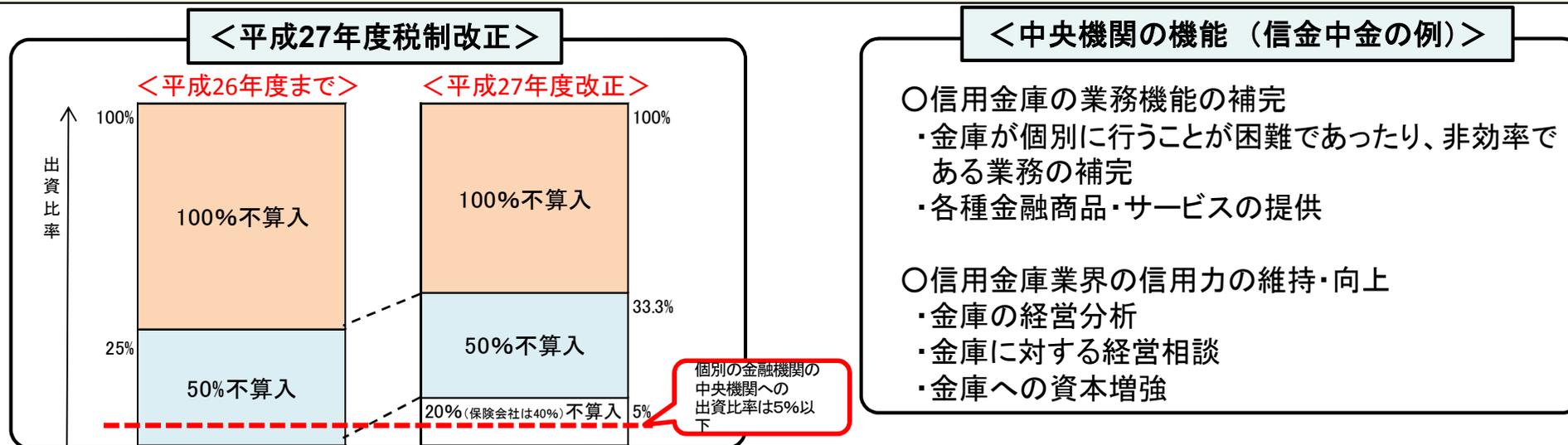
◆受取配当等の益金不算入制度の見直し

【現状及び問題点】

- 受取配当等の益金不算入制度については、発行元との支配関係の有無に着目した上で、益金不算入割合が区分されており、協同組織金融機関の中央機関への普通出資に係る受取配当金は、非支配目的とされ、その額の20%までが益金不算入額として認められている。
- しかし、協同組織金融機関の中央機関については、
 - 会員組織の業務機能の補完及び業界全体の組織運営の向上を図ることを役割としており、当該中央機関に対する普通出資は会員である個別の機関に限定されていること
 - 会員組織に付与される議決権は1会員1個であり、出資額の多寡を問わず会員組織の意向を踏まえた業務運営を行うこととなること
 を踏まえれば、普通出資を通して、出資比率に関わらず会員組織と中央機関の間には支配関係があるというべきである。



【大綱の概要】協同組織金融機関の中央機関に対する普通出資に係る受取配当について、益金不算入割合を50%に引き上げる。



◆協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の延長

【現状】

- 協同組織金融機関の取引先の太宗は中小企業及び個人であり、これらの者は相対的に経営体力が弱く、景気の変動等の影響を受けやすいなど、必ずしも経営面で安定していない。
- 一方、協同組織金融機関は、銀行と異なり、課税後の利益の積上げ以外には、自己資本を充実させる手段が乏しい。
- このため、協同組織金融機関の内部留保の充実をとおして、中小企業及び個人への金融仲介機能を果たすという基本的な役割を全うするための措置として、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入限度額の割増特例措置が認められている。
⇒ 平成29年3月末で期限切れ



【大綱の概要】貸倒引当金繰入限度額の割増特例措置について、割増率を10%(現行:12%)に引き下げた上、その適用期限を2年間延長する。

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入限度額の算出方法

銀行

貸付金等

×

貸倒実績率

=

貸倒引当金繰入限度額
(税法上損金算入可)

協同組織金融機関

貸付金等

×

貸倒実績率 又は
法定繰入率(0.3%)

×

割増特例(112%)
※ 延長要望

=

貸倒引当金繰入限度額
(税法上損金算入可)

◆投資法人に係る税制優遇措置の延長

【現状及び問題点】

平成28年度税制改正において、再生可能エネルギー発電設備（再エネ設備）を投資法人のペイスルー課税対象資産とみなす期間が10年から20年に延長。これを受け、本年6月に東証のインフラファンド市場において第1号案件が上場、他にも複数案件が上場に向けた準備や検討に着手。

成長戦略等に掲げられたインフラファンド市場の持続的な成長の施策実現に向け、足下の上場ニーズに対応しつつ引き続き民間投資の積極的な参入の後押しが必要。

(参考) 「日本再興戦略2016」抜粋

第2 具体的施策

- Ⅱ 生産性革命を実現する規制・制度改革、2-2. 活力ある金融・資本市場の実現、⑤ 金融資本市場の利便性向上と活性化
・投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンド市場の持続的な成長のために必要な環境整備を図る。

【大綱の概要】

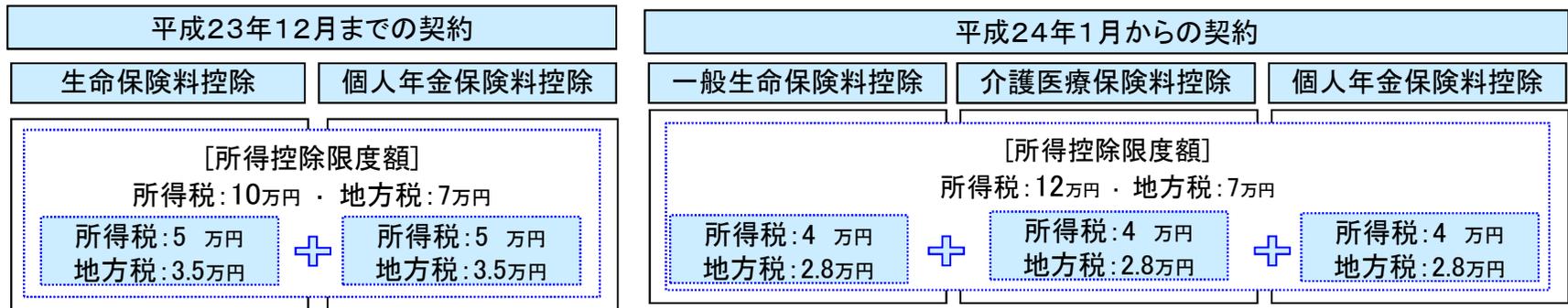
投資法人に係るペイスルー課税の特例について、平成29年3月末までとなっている再エネ設備（及び主に当該設備に投資する匿名組合出資持分）の取得期限を3年間延長する。

◆生命保険料控除制度の拡充

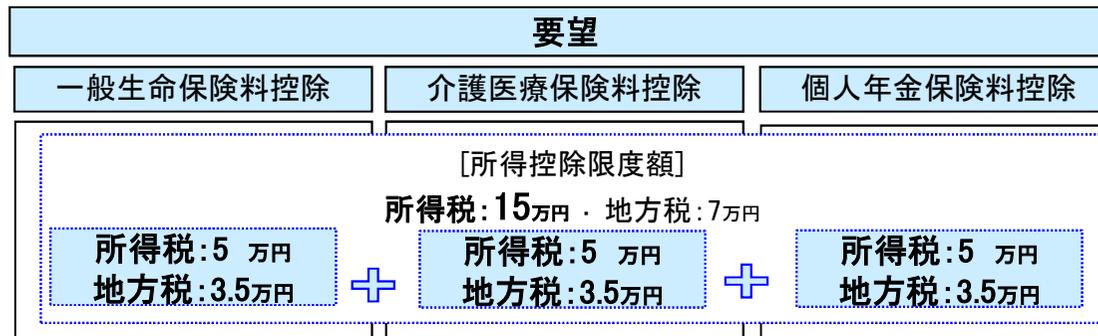
【現状及び問題点】

- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能
- 国民の自助・自立のための環境整備の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要

【現行制度】



【要望する制度】



【大綱の概要(与党大綱)】「老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関連する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。」

◆「仮想通貨」に係る消費税の課税関係に関する整理

【現状】

- 「仮想通貨」については、消費税法上、非課税対象取引と規定されていない(消費課税の対象)。
他方、単に取引の対価の決済手段として利用される外為法上の支払手段(銀行券や小切手等)や資金決済法上の前払式支払手段(プリペイドカードなど)等の譲渡は、非課税対象取引とされている。
- 今般、「仮想通貨」は支払・決済手段としての機能を事実として有することに鑑み、資金決済法等を改正し、仮想通貨交換業者に対するマネロン・テロ資金供与規制及び利用者保護の観点からの規制を整備。

(参考) 欧州(EU)や米国(ニューヨーク州)においては、仮想通貨の譲渡に係る消費税は非課税とされている。

【大綱の概要】

資金決済に関する法律に規定する仮想通貨の譲渡について、消費税を非課税とする。

仮想通貨に係る消費税を非課税としている諸外国の例

諸外国	対応	備考
欧州 (EU)	非課税	EU付加価値税指令に規定する非課税対象に該当する旨、 欧州司法裁判所が判決。 ※ 指令上、非課税とされる「通貨・銀行券・硬貨」の категорияに仮想通貨も該当するとした (2015年10月)。
米国 (NY州)	非課税	非課税対象との見解を州税務当局が公表。 ※ 同州では、無形財産は非課税とされており、仮想通貨はこれに該当するとした (2014年12月)。

※ オーストラリア財務省は、現行上、仮想通貨を消費課税の対象としている点について、「今後、産業界とともに消費税法を改正するための立法上の措置を検討する」旨公表 (2016年3月)。